

令和4年第5回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和4年5月27日(金) <span style="float: right;">13時30分 開会 14時15分 閉会</span>
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 7	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸		15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
4 姉崎 淳一      14 関口 哲治      16 安藤 弘司			
6. 事務局			
事務局長 宮本 則幸		主任 野村 亮太	
主任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第5回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、2番 三澤委員及び3番 羽田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年4月22日に開催されました、令和4年第4回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>4月25日(月)コミュニティーセンター2階大会議室におきまして、湧別町農業関係諸団体総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>5月12日(木)コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに和田委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>本日令和4年第5回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p>

<p>事務局</p>	<p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに開盛、●●●●さんです。土地の所在ですが、東芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は15,867㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は児嶋委員、島田委員、長屋委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに北兵村二区、●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別東町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は495㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、姉崎委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに北兵村三区、●●●●さんです。土地の所在ですが、上湧別屯田市街地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は198㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、姉崎委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p></p>	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるところでございます。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、中湧別東町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は中湧別東町●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は25,218㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年6月30日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年5月9日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料50ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の8ページをご覧ください。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。内容の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。申請者の</p>

事務局	<p>譲渡人が東、●●●●さん、譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●外計18筆で合計面積は262,680.19㎡です。申請理由は譲渡人は農地処分のためであり、譲受人は経営強化のためであり、権利の種類は所有権となっております。売買金額は贈与により無償です。</p> <p>(別冊資料4～6ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、回答がなされた期日以降に、農地法第4条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書11ページをご覧ください。</p> <p>申請者が西芭露、●●●●さん。申請地の所在ですが、西芭露●●番●の内で面積は1,123.07㎡です。転用目的は、飼料庫建設のためであり、事業費は7,284千円で、転用理由は、既存施設の老朽化による建て替えのため別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p>

事務局	以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の13ページをご覧ください。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において2件の許可申請書が提出されております。  内容を説明しますので議案書の14ページをご覧ください。  番号1番。譲渡人が緑町、●●●●さんで、譲受人が緑町、●●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●外計2筆で合計面積は20,753㎡です。転用目的は、ロボット搾乳牛舎及びバンカーサイロ建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は492,929千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。 (別冊資料8ページにより位置説明)  番号2番。譲渡人が東、●●●●さんで、譲受人が東、●●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●で面積は13,615㎡です。転用目的は、フリーストール牛舎建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は332,500千円で、別添審査表のとおり、

事務局	<p>すべての要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p> <p>(別冊資料9ページにより位置説明)</p>
議長	<p>これから議案第5号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第5号の残りの議案についての質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第6号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>



事務局

議案書17ページをご覧ください。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が30件、賃借権が3件、使用貸借権1件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書18ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計9筆で合計面積は36,775㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,444,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は3,097㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、557,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計8筆で合計面積は89,868㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,407,000円でございます。

(別冊資料12～14ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●

事務局

さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計2筆で合計面積は29,933㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,040,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計4筆で合計面積は85,392㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,527,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は131,222㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、14,561,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、福島●●番●外計14筆で合計面積は65,914㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,602,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

事務局

続きまして議案書の19ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計2筆で合計面積は28,049㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年6月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,945,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号9番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計9筆で合計面積は61,084㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月24日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,937,000円でございます。

(別冊資料20～22ページにより位置説明)

続きまして番号10番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計14筆で合計面積は117,815㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月24日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,670,000円でございます。

(別冊資料23・24ページにより位置説明)

続きまして番号11番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計2筆で合計面積は13,723㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月26日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、754,000円でございます。

事務局

(別冊資料 2 5 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 2 0 ページをご覧ください。番号 1 2 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計 8 筆で合計面積は 5 7, 4 3 9 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 4 年 5 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 4 年 9 月 2 6 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6, 9 8 5, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 6 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 3 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は 2 9, 5 2 6 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 4 年 5 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 4 年 9 月 2 6 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1, 9 8 1, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 7 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 4 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計 6 筆で合計面積は 9 1, 8 5 5 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 4 年 5 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 4 年 9 月 2 6 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7, 1 6 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 8 ・ 2 9 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 5 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計 1 1 筆で合計面積は 6 9, 4 8 0 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 4 年 5 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 4 年 9 月 2 6 日となっており、土

事務局

地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,629,000円でございます。

(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして番号16番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計18筆で合計面積は136,490㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月26日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8,914,000円でございます。

(別冊資料31～33ページにより位置説明)

続きまして議案書の21ページをご覧ください。番号17番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計12筆で合計面積は156,722㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年9月26日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,209,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

続きまして番号18番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計9筆で合計面積は59,204㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,032,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

続きまして番号19番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計9筆で合計面積は118,361㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立す

事務局

る法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年7月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,111,000円でございます。

(別冊資料36ページにより位置説明)

続きまして議案書の22ページをご覧ください。番号20番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計9筆で合計面積は68,959㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,944,000円でございます。

(別冊資料37ページにより位置説明)

続きまして番号21番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計8筆で合計面積は24,670㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月21日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,193,000円でございます。

(別冊資料38ページにより位置説明)

続きまして番号22番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は21,150㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,076,000円でございます。

(別冊資料39ページにより位置説明)

続きまして番号23番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●

議 長

●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんで  
ございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外  
計4筆で合計面積は21,493㎡であり、利用権設定等の種類は所  
有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑で  
ございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日  
で、対価の支払い時期につきましては、令和4年10月18日となっ  
ており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、  
4,728,000円でございます。  
(別冊資料40ページにより位置説明)

続きまして番号24番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●  
●さんで、所有権の移転を受ける者は、開盛、●●●●さんでござい  
ます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計18筆で合  
計面積は7,426㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立  
する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。  
所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支  
払い時期につきましては、令和4年10月21日となっており、土地  
の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,7  
90,000円でございます。  
(別冊資料41・42ページにより位置説明)

続きまして議案書の23ページをご覧ください。番号25番、所有  
権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受  
ける者は、開盛、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の  
所在は、開盛●●番●外計3筆で合計面積は7,738㎡であり、利  
用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用  
目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございます  
が、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和  
4年7月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、  
売買価格につきましては、773,000円でございます。  
(別冊資料43ページにより位置説明)

続きまして番号26番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●  
●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●さんでござい  
ます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●外計8筆で合計  
面積は22,269.87㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、  
成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございま  
す。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価  
の支払い時期につきましては、令和4年10月21日となっており、  
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,  
449,000円でございます。  
(別冊資料44ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号27番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●●番●外計10筆で合計面積は12,085㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月18日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,100,000円でございます。

(別冊資料45ページにより位置説明)

続きまして番号28番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●●番●外計2筆で合計面積は15,781㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月18日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,735,000円でございます。

(別冊資料46ページにより位置説明)

続きまして番号29番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●●番●外計8筆で合計面積は45,634㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月18日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,476,000円でございます。

(別冊資料47ページにより位置説明)

続きまして議案書の24ページをご覧ください。番号30番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上富美、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上富美●●●番●で面積は46,787㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年5月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年7月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,807,000円でございます。



事務局

(別冊資料48ページにより位置説明)

続きまして議案書の25ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●で面積は47,911㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年5月27日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は167,000円でございます。

(別冊資料49ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、中湧別東町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、中湧別東町●●番●外計3筆で合計面積は26,190㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年5月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は190,000円でございます。

(別冊資料50ページにより位置説明)

この先は継続更新に係る案件の説明となります。番号3番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計21筆で合計面積は142,238㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年5月27日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は497,000円でございます。

(別冊資料51～54ページにより位置説明)

続きまして議案書の26ページをご覧ください。使用貸借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、中湧別東町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、中湧別東町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、中湧別東町●●番●外計49筆で合計面積は195,100㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年5月27日から令和23年12月31日までの20年間となっております、賃貸価格は0円でございます。

(別冊資料55～57ページにより位置説明)

事務局	以上で説明を終わります。
議長	これから議案第6号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	したがって本案は、原案のとおり可決されました●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します

(●●委員着席)

議 長

休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第6号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議 長

質疑なしと認めます。これから議案第6号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。  
これで令和4年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時15分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員